

# 広尾町 災害時備蓄計画

---

令和5年2月  
広尾町

# 目次

## 【本編】

1	はじめに	1
2	基本的な考え方について	2
3	備蓄品目と目標数量	5
4	備蓄整備計画	10
5	保管場所	11

## 【資料編】

備蓄状況一覧

## 改正履歴

- ・平成25年12月
- ・平成29年3月（一部改正）
- ・平成30年11月（一部改正）
- ・令和元年8月（一部改正）
- ・令和元年11月（一部改正）
- ・令和2年10月（一部改正）
- ・令和5年2月（一部改正）

# 1 はじめに

---

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災、そしてそれを基に平成 24 年 6 月に公表された「太平洋沿岸に係る津波浸水予測」により、広尾町では防災対策事業の大幅な見直しを行った。また、平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震により、北海道全域で大規模な停電が発生したことで、災害時における物資の備蓄は喫緊かつ重要な課題となっている。さらに令和 2 年には、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の拡大により、新たな視点での防災対策が求められており、避難所においても従来の備蓄品に加え、感染症予防対策用品の備蓄を行うなど対策に万全を期す必要がある。

令和 4 年 12 月に北海道が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」では、太平洋沿岸地域の市町村ごとに被害が推計され、本町における地震・津波等による被害についても、新たな想定が示された。

本計画は、災害対策基本法及び広尾町地域防災計画に基づき、実際に災害が起きた際に、被災した町民に対し円滑な物資の提供を行うことにより被害の抑制を図ることを目的に作成したものである。

また、本計画については、状況の変化や新たな課題が生じた場合、必要に応じて検討を加え修正することとし、資料編の備蓄状況一覧については随時更新することとする。

## 2 基本的な考え方について

---

本計画における災害時の備蓄体制は、①公助（公的機関が支援する）、②自助（町民自らの力で行う）、③共助（事業者や自主防災組織等が助け合う）の考え方を基本とする。

特に、災害時は被災地域における流通機能が停止し、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが懸念されることから、「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に鑑み、町民は日頃から、被災直後に必要な物資を備えておくことが必要である。また、事業所や自主防災組織等においても物資の備蓄が求められる。このため、町は広報紙などを通じて、日頃からの備えについて継続的に啓発するものとする。

しかしながら、災害時には家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想される。このため、町民や事業所、自主防災組織等が非常用持出品として食糧品等の備蓄をすることを基本としつつ、町においても避難者等のための食糧、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を備蓄する。

以下に各備蓄、物資の調達についての基本的な考え方を示す。

### （1）町による備蓄（公的備蓄）

町は、大災害や局地的な災害に備えて、常に食糧や生活必需品、防災資機材などの必要な物資を避難所等に配送できる環境を確保することとし、特定の避難所等に配備する。

### （2）町民による備蓄・非常用持出品（家庭内備蓄）

町民は、災害時の備蓄品や非常用持出品として、**最低3日分、推奨1週間分**の食糧、飲料水、生活用品等の備蓄を行う。

なお、備蓄を進める際には、日常使用している食糧品の買い置きを活用することで十分であることや、乾物類のような長期の保存に耐えうるもの、持ち運びに便利で調理の手間がかからないもの等の品目を確保したうえで、直ちに持ち出せるようリュックサックなど持ち運びしやすいものに収納するよう、町は啓発に努めることとする。

【町民で用意することが望ましいもの】

種別	主な品目
食糧	レトルト食品（白米、五目ご飯、白がゆ）、米、アルファ米、即席めん、乾パン、ビスケット、クラッカー、菓子類、各種缶詰
飲料水	1人当たり1日3リットル以上
生活用品等	貴重品（現金、通帳、印鑑、健康保険証、運転免許証等）、衣類（冬季は防寒服）、軍手、毛布、タオル、マスク、ハンドソープ、消毒液、体温計、ティッシュ、ウェットティッシュ、簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ、懐中電灯、歯ブラシ、救急医薬品、常備薬（お薬手帳）、メガネ、コンタクトレンズ、ライター、携帯電話充電器、ラジオ、筆記用具等
必要に応じて用意するもの	<p>【女性】 生理用品等</p> <p>【乳幼児】 紙おむつ、粉ミルク（液体ミルク）、離乳食、ほ乳瓶、おしり拭き、抱っこひも等</p> <p>【要支援者】 紙おむつ、障がい者手帳類、補装具、日常生活用具等</p> <p>【ペット】 名札、リード、ケージ、ペットフード等</p>

**（3）事業所及び自主防災組織等による防災備蓄（地域内備蓄）**

事業所や自主防災組織等において防災資機材等の備蓄を行い、災害時に対応する。

特に、事業所においては災害時における従業員との連絡方法を定め、最低3日分、推奨1週間分以上の食糧の備蓄や資機材の備蓄等を推奨する。地震が発生した場合には住民と協力し、周辺地域における防災活動を行い、保有する施設、資機材、組織力等の防災能力や資源を提供することも求められる。

【事業所や自主防災組織で用意することが望ましいもの】

種別	主な品目
食糧	レトルト食品（白米、五目ご飯、白がゆ）、米、アルファ米、即席めん、乾パン、ビスケット、クラッカー、菓子類、各種缶詰
飲料水	1人当たり1日3リットル以上
生活用品等	資機材、救急医薬品、簡易トイレ・携帯トイレ、防水シート、トイレトーパー、マスク、ハンドソープ、消毒液、テント、ラジオ、乾電池、ヘルメット、軍手、燃料（ガソリン・灯油）等

**（４）流通在庫の活用（流通在庫備蓄）**

流通在庫備蓄の確保が町全体の備蓄体制の充実につながることから、町は、食料品等を取り扱う事業者との協定締結を積極的に進め、災害時に必要となる物資（食糧や生活必需品等）の調達に努めることとする。

**（５）町民による炊出し**

災害時において、町民や民間事業者等の協力による炊出し支援を行い、避難所等へ配給を行う。

**（６）救援物資**

町は災害時において、各種団体や民間事業者、個人から善意で寄せられる物資について、不足する避難所に配布する。

**（７）自治体からの支援物資**

町は、道や応援協定先自治体等から不足する食糧品等を支援物資として調達し配分する。

### 3 備蓄品目と目標数量

#### (1) 備蓄物資配分対象者

備蓄物資配分対象者については、令和4年12月に北海道が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」に基づき、本町における避難者総数の推計のうち、避難所への避難者の最大数である700人とする。

目標数量計算基準 700人

#### (2) 備蓄配分

備蓄配分については、備蓄体制別に次の割合を目安として目標を設定する。

##### 【備蓄体制別に目安とする備蓄配分】

		公的備蓄	家庭内備蓄 地域内備蓄	流通在庫備蓄	備考
食糧・ 飲料水	備蓄配分(割合)	約70%	約20%	約10%	計100%
	対象人数	500人	140人	60人	計700人
	目標数量	4,500食	1,260食	540食	3食×3日
生活用品・防災資機材等		700人+第1次避難所17か所			

備蓄物資配分対象者700人のうち、年齢等区分に応じて個別対応が必要となる品目及び対象者人数を以下のとおりとする。

年齢等区分	品目	構成割合 (%)	備蓄物資配分 対象者人数
0歳	液体ミルク、ほ乳瓶	1%	5
0歳～3歳	紙おむつ(乳幼児用)	2%	14
1歳～2歳	アルファ米(おかゆ)	1%	5
3歳～79歳	アルファ米・パン	84%	420
80歳以上	アルファ米(おかゆ)・パン	16%	80
要介護3以上	紙おむつ(大人用)	2%	14
10歳～55歳女性	生理用品	20%	100

※1) 構成割合は、住民基本台帳人口及び保健福祉課介護保険係調べ(令和5年1月末現在)に基づき算定

※2) 備蓄物資配分対象者人数は、食糧及び生理用品500人、生活用品等700人に構成割合を乗じて算出

### **(3) 備蓄品目と目標数量**

備蓄品目については、緊急性があり、家屋が全壊、流出し避難した町民にとって災害発生後、支援物資が届くまでの間の必要不可欠な食糧、生活必需品、資機材などを整備する。食糧及び飲料水については3日分の備蓄（1人3食/日、1人3リットル/日）を行う。4日目以降については、炊き出しや救援物資、自治体からの支援物資により補うものとする。

**町が行う備蓄の目標数量は、備蓄物資配分対象者700人を基本とし、食糧及び飲料水については、「(2) 備蓄配分」における公的備蓄に示す500人・4,500食（約7割）とする。生活用品や防災資機材等については、対象者数700人、第一次避難所17か所を基本として整備する。**

食糧及び飲料水に係る上記500人以外の方については、各家庭や事業所が備える家庭内備蓄と地域内備蓄、そして流通在庫備蓄により必要数が確保されるよう、広報紙などを通じて日頃からの備えを継続的に啓発するとともに、事業者との協定締結を進めることとする。

【町による備蓄品目と目標数量】

種別	備蓄品目	目標数量
食糧	アルファ米	420人×2食×3日=2,520食
	アルファ米（おかゆ）	85人×2食×3日=510食
	災害備蓄用パン	500人×1食×3日=1,500食
	非常用保存食スープ	500人×1食×3日=1,500食
	防災食（おかず）	500人×2食×3日=3,000食
	長期保存用野菜ジュース	500人×1食×2日=1,000食
	えいようかん	500人×1食×1日=500食
	液体ミルク	5人×1,000ml×3日=15,000ml
飲料水	非常用飲料水	500人×3リットル×3日 =4,500リットル
生活用品等	毛布	700人×2枚=1,400枚 ※ <sup>2</sup>
	アルミマット	700人×1枚=700枚
	災害用トイレ	700人×5回×3日=10,500回分 ※ <sup>3</sup>
	災害用ポータブルトイレ	17か所×2台=34台
	不織布マスク	700人×1枚×3日=2,100枚
	アルコール手指消毒液（1ℓ）	大5か所×16個=80個
	非接触型赤外線体温計	17か所×1個=17個
	フェイスシールド	17か所×10個=170個
	アイソレーションガウン	17か所×20着=340着
	使い捨て手袋	17か所×20組=340組
	使い捨てほ乳瓶	5人×2本×3日=30本
	紙おむつ（乳幼児用）	14人×8枚×3日=336枚
	紙おむつ（大人用）	14人×8枚×3日=336枚
	生理用品	100人×1/4×7枚×3日=525枚
防災資機材	ポータブルストーブ ※単1電池（1個につき2本）	小 5か所×1台=5台
		中 7か所×2台=14台
		大 5か所×3台=15台
	灯油ポリタンク（18L）	小 5か所×1個=5個
		中 7か所×2個=14個
		大 5か所×3個=15個

防災資機材	灯油ポンプ	小 5 か所×1 個= 5 個
		中 7 か所×2 個=14 個
		大 5 か所×3 個=15 個
	灯油	18 リットル×34 台=612 リットル
	発電機	17 か所×1 台=17 台
	ガソリン携行缶 (20L)	17 か所×1 個=17 個
	ガソリン	20 リットル×17 個=340 リットル
	ドラムリール	17 か所×2 個=34 個
	O A タップ	17 か所×2 個=34 個
	投光器	17 か所×1 台=17 台
	ヘッドライト ※単 3 電池(1 個につき 1 本)	17 か所×2 個=34 個
	LED ランタンライト ※単 1 電池(1 個につき 3 本)	17 か所×2 個=34 個
	LED ライト (懐中電灯) ※単 1 電池(1 個につき 4 本)	17 か所×3 個=51 個
	ラジオ ※単 4 電池(1 個につき 2 本)	17 か所×1 個=17 個
	担架	中 7 か所×1 台=7 台
		大 5 か所×1 台=5 台
	ブルーシート	17 か所×2 枚=34 枚
	段ボールベッド・簡易ベッド	大 5 か所×60 個=300 個
	救急箱	17 か所×1 箱=17 箱
	カセットコンロ	17 か所×1 台=17 台
	カセットガス	17 か所×3 本=51 本
	メガホン	17 か所×1 個=17 個
	パーソナルテント	17 か所×1 個=17 個
	パーティション (ルーム型)	大 5 か所×30 個=150 個
	パーティション (衝立)	大 5 か所×40 個=200 個
	使い捨て容器 (皿・コップ・スプーン等)	500 人×1 食×3 日=1, 500 個

※収容可能人員 30 人未満の小規模第一次避難所…5 か所

(広尾町葬斎場、山フンベ集会所、東地区集会所、広尾町商工会館、野塚公民館)

収容可能人員 30 人～99 人の中規模第一次避難所…7 か所

(音調津総合センター、音調津避難施設、コミュニティセンター、老人福祉センター、ひろお保育園、豊似小学校、農村環境改善センター)

収容可能人員 100 人以上の大規模第一次避難所…5 か所

(広尾中学校、広尾高校、広尾小学校、青少年研修センター、旧野塚小学校)

※<sup>2</sup> 令和 4 年 12 月 21 日付け事務連絡「大規模災害時のための毛布の備蓄について」(内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)及び消防庁国民保護・防災部防災課長)に基づく

※<sup>3</sup> 令和 4 年 9 月 30 日付け事務連絡「災害用携帯トイレ・簡易トイレの備蓄について(依頼)」(内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)及び消防庁国民保護・防災部防災課長)に基づく

## 4 備蓄整備計画

---

### (1) 食糧・飲料水

保存期間を考慮しながら毎年計画的に整備を図っていき、常時 4,500 食・4,500 リットル保管する。なお、賞味期限は液体ミルクを除き 5 年以上のものとし、賞味期限の切れるものについては、年度内の防災訓練・乳児健診の際に配布する。

### (2) 生活用品等

毛布等の生活用品等は、保管状況や耐用年数を考慮しながら計画的に整備していく。

### (3) 防災資機材

発電機等の防災資機材は、保管状況や耐用年数を考慮しながら計画的に整備していく。

## 5 保管場所

---

備蓄物資については、町内の防災保管庫を中心に保管する。発災時、防災保管庫より各避難所に備蓄物資を輸送し、避難者に対して迅速に備蓄物資を提供するものとする。また、防災保管庫については定期的に保管状況の確認を行う。

災害備蓄保管倉庫名	住 所	備 考
市街地域	西4条9丁目2番地（旧広尾小学校）	
市街地域	西1条5丁目2番地（旧広尾保育所）	
市街地域	丸山通南6丁目1番地（丸山寿の家敷地内）	
市街地域	公園通北2丁目51番地（青少年会館）	
市街地域	公園通南4丁目1番地 （健康管理センター）	
市街地域	東1条11丁目18番地（老人福祉センター）	
市街地域	丸山通北4丁目32番地（広北児童館）	
音調津	字音調津153番地（音調津避難施設）	
音調津定置番屋	字音調津926番地（音調津定置番屋付近）	
美 幌	字美幌（海産干場付近）	
フンベ	字フンベ（海産干場付近）	
山フンベ	字茂寄南5線7番地先（山フンベ集会所）	
中広尾	字茂寄番外地（海産干場付近）	
葬斎場	字茂寄南1号18番地（広尾町葬斎場）	